

受注者の皆様へ

技能労働者への適切な賃金水準の確保に伴う特例措置について

平素より市政並びに市の入札契約制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改正に伴い、令和2年3月1日以降契約を締結した建設工事等について、以下のとおり特例措置を定めたのでお知らせします。

記

1 特例措置の内容

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）について、「2」に定める建設工事又は建設工事に係る業務委託等の受注者は、静岡市建設工事請負契約約款第54条及び静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第51条、その他の契約書にあっては定めのない事項について協議することを規定した条文の定めに基づき、令和2年2月29日以前の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額等の変更の協議を請求することができる。

2 特例措置の対象

対象案件は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

(1) 令和2年3月1日以降に契約した下記の契約のうち、旧労務単価^{※1}（令和2年2月29日以前の単価）を適用して積算しているもの

- ア 建設工事
- イ 建設業関連業務委託
- ウ 労務単価^{※1}を使用し積算している事務委託等

※1 労務単価とは、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価をいう

(2) 静岡市建設工事請負契約約款第54条又は静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第51条、その他の契約書にあっては定めのない事項について協議することを条項に定めている建設工事等（修繕業務及びその他の業務委託を含む。）

3 新労務単価に基づく請負代金額等の算出方法

変更後の請負代金額等については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約月の物価により積算された設計額

k ：変更前の契約金額/変更前の積算金額（請負工事費等）

4 契約金額の変更の協議

契約手順は下記のとおり。

(1) 発注者から受注者へ対象工事等の通知

対象案件については、発注者より受注者あてに【様式1】を通知する。

(2) 受注者からの申請

契約金額の変更を請求する場合、受注者は【様式2】を発注者に提出する。なお、受注者からの請求期限については、令和2年5月29日とする。

(3) 変更金額の算定

変更後の請負代金額等については、新労務単価及び当初契約月の物価により積算し、算出する。

※「3 新労務単価に基づく請負代金額等の算出方法」を参照

(4) 協議開始日の決定

請求を受けた日から7日以内（土日祝祭日含む）に【様式3】【様式4】により協議開始日を決
定する。

※事務委託等については、様式3及び様式4を省略する。

(5) 受注者との協議について

発注者は、【様式5】により契約金額の変更に関する協議を行う。なお、協議開始の日から14日
以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(6) 変更契約

協議終了後、速やかに変更契約を行う。

別の変更事項がある場合には、併せて変更契約を実施することができる。

5 注意事項

(1) 令和2年2月29日以前に契約したものは対象外とする。

(2) 着手日選択制度の適用により着手日が到来していない工事であっても、受注者と変更契約の取
り交わしは可能であるため、着手前に変更契約を行うことも可とする。なお、着手前に変更契約
を行った場合には、当初のコリンズ登録時に、変更後の請負代金額を登録すること。

(3) 単価契約等で支払済みの差額については、次回以降の支払いとする。